



技能実習「介護」における固有要件について

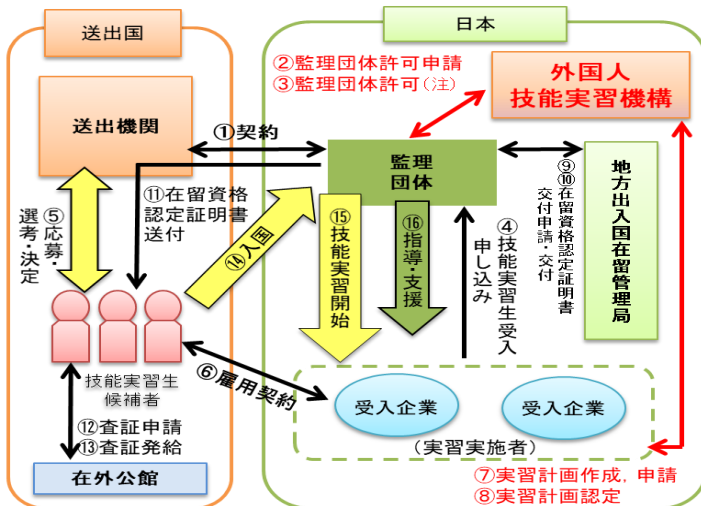
厚生労働省 社会・援護局

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約35万人在留している。
※令和3年6月末時点

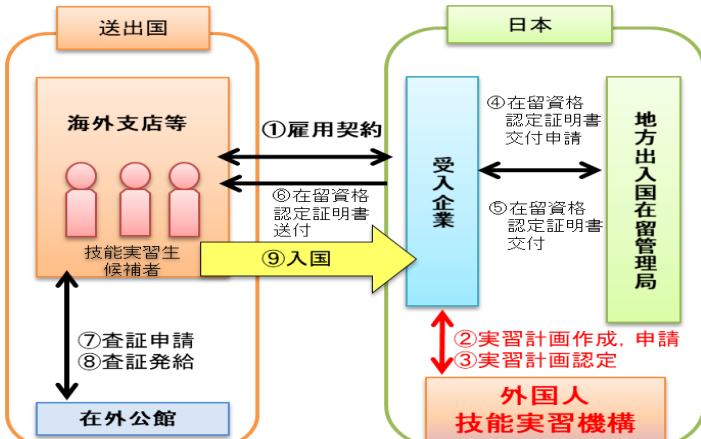
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

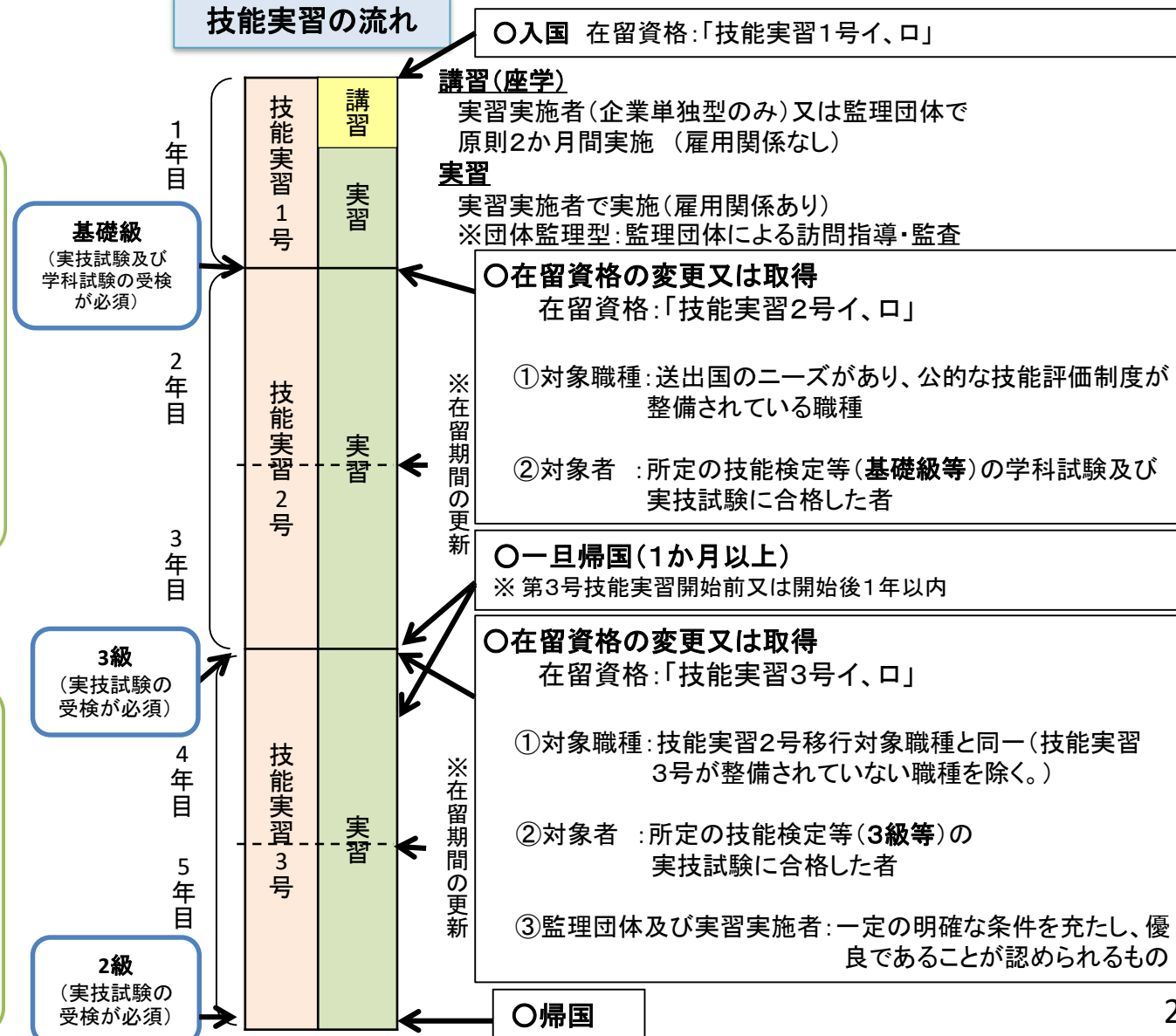


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入に当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時（入国後3年間）まで在留を可能とする （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等）・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

○ 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ¹ であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ² であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものや「介護のための日本語テスト」(※3)に合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものや「介護のための日本語テスト」(※3)に合格している者

【※3】令和4年4月現在、株式会社ショウイン及び(一社)外国人日本語能力検定機構(JLCT)が実施する「介護日本語能力テスト」が該当。

(※) 同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること、又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要。
（省令第10条第2項第3号ホ）

○本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

- ・「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

○団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

①教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

- 教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。
 - ・教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
 - ・技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

②技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

- 当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、以下の場合などをいいます。
 - ・家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
 - ・本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合この場合、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。
- また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練は、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程（実技・座学の別を問わない）が技能実習の職種に関連することが必要です。

③実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

- 実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要になります。

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。《p7参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。《p8参照》
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。《p9～11参照》

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)(外部サービス利用型を除く)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
移動支援事業
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護
指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定看護小規模多機能型居宅介護※2
指定訪問入浴介護
指定介護予防訪問入浴介護
※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
※2 訪問系サービスに従事することは除く。
※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
介護医療院
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
指定訪問看護
指定介護予防訪問看護
訪問看護事業
生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設
その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)
病院又は診療所
病院
診療所

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。（入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。）

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要情報	8※ ¹
生活一般	—
総時間数	320※ ¹

（※1）技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定
時間全体の1/6（入国前講習を受けた場合は
1/12）以上とされている。（320時間については
目安として記載。）

①日本語	
教育内容	時間数（※ ² ）
総合日本語	100（90）
聴解	20（18）
読解	13（11）
文字	27（24）
発音	7（6）
会話	27（24）
作文	6（5）
介護の日本語	40（36）
合計	240

（※2）日本語科目の各教育内容の時間数につい
ては上記を標準として、設定。（）内に記載した
時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」につい
て合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

日本語(※)	○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者 ○ 日本語教育能力検定試験に合格した者 ○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適当と認められるものを修了したもの ○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの ○ 学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学(短期大学を含む。)又は大学院において、26単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む26単位以上修得(通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得)しているもの
--------	---

(※)「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

介護導入講習	○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者 ○ 福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
--------	---

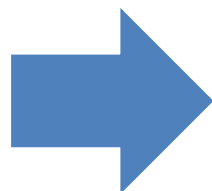
入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上（N3取得者の場合は80時間以上）、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。
（各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。）
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件（p9、p10参照）を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

<入国後講習の一部を免除する場合の具体例>

【入国前】（※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合）

科目	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



【入国後】

科目	時間数
総合日本語	30(100)
聴解	0(20)
読解	3(13)
文字	7(27)
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

()内の時間数は告示で標準として示した時間数

技能実習制度本体(主な要件)

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
 - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
 - (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
 - ③ 社会福祉連携推進法人
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。《p15参照》

優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

(満点 150点)

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（45点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・技能実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

(満点 150点)

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制(50点)
 - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ③ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（45点）
 - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

介護職種における優良な実習実施者の要件

得点が満点(155点)の6割以上(93点)となる実習実施者は
介護職種の優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

	項目	配点
①技能等の 修得等に係 る実績	【最大70点】	
	I 過去3技能実習事業年度の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上:20点 ・80%以上95%未満:10点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-20点
	II 過去3技能実習事業年度の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数 分子:(専門級合格者数＋上級合格者数×1.5)×1.2 * 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。 * 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の専門級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	・80%以上:40点 ・70%以上80%未満:30点 ・60%以上70%未満:20点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-40点 * 左欄に該当する場合 ・合格者3人以上:20点 ・合格者2人:10点 ・合格者1人:5点 ・合格者0人:0点
	III 直近過去3年間の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けて、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合等を想定	・有:5点
②技能実習を 行わせる体制	【最大15点】	
	I 過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有:5点
	II 過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有:5点
	III 過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴	・全員有:5点

③技能実習 生の待遇	【最大10点】	
	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上:5点 ・105%以上115%未満:3点
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上:5点 ・3%以上5%未満:3点
	III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組	・有:5点
④法令違反・ 問題の発生 状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること	・改善未実施:-50点 ・改善実施:-30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと	・ゼロ:5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること	・該当:-50点
⑤相談・支援 体制	【最大45点】	
	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有:5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること	・有:5点
	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	・基本人数枠以上の受入れ:25点 ・基本人数枠未満の受入れ:15点
	IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	・有:10点
⑥地域社会と の共生	【最大10点】	
	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有:4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有:3点
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有:3点

介護職種における優良な監理団体の要件

得点が満点(80点)の6割以上となる監理団体は
介護職種の優良な監理団体の基準に適合することとなる。
(※ 前提として全職種共通の優良な監理団体の要件を満たしている必要がある。)

	項目	配点
①介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大40点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	V 介護職種の技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
	VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点

②介護職種における技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	I 過去3技能実習事業年度の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-10点
	II 過去3技能実習事業年度の専門級、上級の介護技能実習評価試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 一うちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-20点 * 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、令和5年度までの間、「0点」とする。
	III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点

介護職種の技能実習制度に関するHPについて

○ 介護職種の技能実習制度の関係法令や介護固有要件の概要、技能実習計画のモデル例等については、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>)で公表しております。

○ 介護職種における監理団体の許可申請手続きや技能実習計画の認定申請手続き、申請様式については、外国人技能実習機構のHP(<http://www.otit.go.jp/>)で公表しております。